

CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange

名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター



今号の記事

■ 特集 法整備支援と留学生教育

1980年代法学部ダイナミズムと法整備支援人材育成
アジアのすそ野に広がる名大法曹たち

..... 2頁

名古屋大学大学院法学研究科 留学生担当講師 奥田沙織

■ TOPICS

2021年CALE年次国際会議

「21世紀における市民権(国籍)を巡る闘争と
その社会的費用」

..... 6頁

名古屋大学大学院法学研究科 教授 横溝大

“Workshop Series on Constitutionalism in
Asia and Beyond”開催

..... 7頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター 特任講師 イスマトフ・アジズ

コンソーシアムレクチャーシリーズ

「日本の法整備支援の今」開催

..... 8頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター 講師 牧野絵美

法学講師キャリアセミナー

—新たな法整備支援世代のインキュベーターを目指して—

..... 9頁

JICAガバナンス平和構築部・ガバナンスグループ 法・司法チーム
特別囃託 名古屋大学学術研究員・弁護士 玉垣正一郎

連携企画・法整備支援シンポジウムに参加して

..... 10頁

名古屋大学大学院法学研究科 博士後期課程1年 クム・カエマリー

交渉コンペティション「日本語交渉の部」で
モンゴル国立大学が最優秀賞を受賞!

..... 11頁

名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 中村良隆

オンラインでもつながれる

—ミャンマー・ラオス短期研修

..... 11頁

名古屋大学法学部1年 横川ルナ

■ アジア法・法整備支援研究の最前線

法整備支援事業の最前線で

..... 12頁

名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫

■ ミャンマー便り

ミャンマーにおける2020年の総選挙

..... 14頁

名古屋大学大学院法学研究科 特任講師 ママタン

■ センター長便り

COVID-19とICTと大学教育

..... 16頁

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 藤本亮

■ 行事など

..... 18頁

No.46

2021.3.31

1980年代法学部ダイナミズムと法整備支援人材育成



名古屋大学大学院
法学研究科
留学生専門教育教員
(留学生担当講師)

奥田 沙織

■ 新型コロナウイルスとの遭遇

本学部の法整備支援事業から始まるこの20年は留学生受入れがダイナミックに展開した時期です。問題を抱えながらも安定した留学生受入れが進み、現在では111名の大学院留学生・31名の学部留学生(2020年10月現在)を抱える研究科に発展しています。筆者は1990年より留学生担当講師として本学部の留学生受入れに携わってきましたが、定年最後の2020年は、3月より新型コロナ禍でほとんど手足

を奪われる状況となり、2021年も、第3波新型コロナ感染に向けた再度の緊急事態宣言の発出に苛立ちを覚えながらの新年を迎えました。そんな折にCALEより、法整備支援と留学生というテーマでのCALE Newsへの寄稿依頼があり、1990年4月に法学部留学生担当講師として着任してからコロナ禍に至るまでの留学生との関わりについて、記憶を辿りながら顧みることになりました。受入の背景を知るために、1999年から発行された法学部ニュース・CALE Newsや、1980年代後半からのAP基金に向けての動きを反映する国際会議報告書等を読み返しているうちに、80年代後半の学内外の活力とエネルギーが躍動感として伝わるのはなぜだろうと思うようになりました。2005年当時、当時の佐分晴夫研究科長はアジア法整備支援事業への展開を「知の挑戦」(法学部ニュースNo.22)と表現していますが、その時代の法学部のもっていたエネルギーと活力に筆者は惹かれ、法学部のダイナミズムと名付けることにしました。法学研究科のダイナミズムの結実が「アジア法整備支援事業」ではと思い至り、本寄稿文では、1989年の法整備支援事業立ち上げによる人材育成が開始されるまでの、法学部のアジア展開を背景とする留学生受入の歴史をたどってみることにいたしました。

■ 1980年代・90年代法学部ダイナミズムと留学生

1980年代後半、司法試験を目指す法学部生として筆者は再度の名古屋大学入学を果たし、その頃法学部棟の奥の暗く人気の少ない法学部図書室を利用していました。顔を合わすようになった一人の学生は、その後、博士課程を修了し、法学の博士学位を取得して帰国し、大学教員となり、現在は立命館大学の教授として活躍する台湾留学生でした。1984年の中曽根内閣の「外国人留学生10万人の受入れのための基本的方策」の下で日本全体が留学生受入れに動き出した頃です。上記の留学生を含む研究者の道を目指す東アジアからの留学生担当として、筆者は1990年4月に法学部に採用されました。1983年にはわずか3名であった留学生は、88年には22名、90年には40名に急増(『名古屋大学法学部の現況(1989～1992)』)、「留学生の要望や意見をきくため、学部長主催の懇談会を行い(1986.12.4)」、学部国際交流専門委員会(委員長は永眠された平田春二教授です)は留学生オリエンテーションを開始するなど、本学部一体として留学生の受入環境の整備充実に向けて動き始めていました。留学生特別選抜大学院入試を導入し、民間奨学金推薦順位を策定し、また留学生の悲願である5年での博士号取得を可能とする指導体制に関する議論も開始されています。筆者は、こうした悲願をもつ留学生の博士論文の日本語チェックに明け暮れる日々でしたが、論文に格闘する留学生の姿は筆者にとってはこの仕事の原点にあることは確かです。その頃は今と異なり、日本人院生も多く、先輩あるいはチューターとして専門指導から生活面まで留学生をサポートしていました。中国・韓国からの日本留学は、今日と隔絶の感があり、留学ビザ取得に指導教員等、日本人の身元保証人が求められる時代でした。困難を乗り越えてやってきた留学生たちの逞しさは自己主張となって噴出することもあり、その活力とエネルギーが法学部棟に充ちていました。学外からの留学生へのサポートも厚く、個人奨学金、教授会会議室を埋め尽くす大バザー大会、無償のレストラン開放等、ヒューマンな時代だったといえます。

アジアのすそ野に広がる名大法曹家たち

1989年に法学部はいよいよアジア研究教育に向けて動き出します。1948年の法経学部の創立・1950年の経済学部からの法学部の独立を記念し、法学部40周年記念事業の実施が決定された年です。「法学部の今後の研究教育が進むべき方向を外部に明らかにする」(『名古屋大学法学部現況(1989～1992)』6—7頁・森嶋昭夫教授)という記念事業の開催目的が表明され、当時の法学部長の森嶋昭夫教授の主導の下、法学部同窓会・地元財界等・法曹界と法学部の教員が一体となって「アジア太平洋地域法政研究教育事業」資金設立をめざし、1989年11月から90年10月末までに1億2000万円の募金を集め、1991年に「名古屋大学法学部アジア太平洋地域法政研究教育(AP)事業資金」(AP基金)の発足となりました。AP事業としてアジアの国々へ訪問する中で、森嶋昭夫教授とベトナムの当時の司法大臣であるグエン・ディン・ロック法学博士との出逢いがあり、1993年に始まる森嶋教授によるベトナム法整備支援が始まり、それが日本の「知的支援」としてのJICAベトナム法整備支援事業につながってゆく、その経過を『法学部現況』、JICAや法務省法務総合研究所の資料から知るに及んで、筆者は、法学部ダイナミズのベクトルの方向が定まったと感じました。



三好駿一氏・小山敬氏特別講義風景 1995

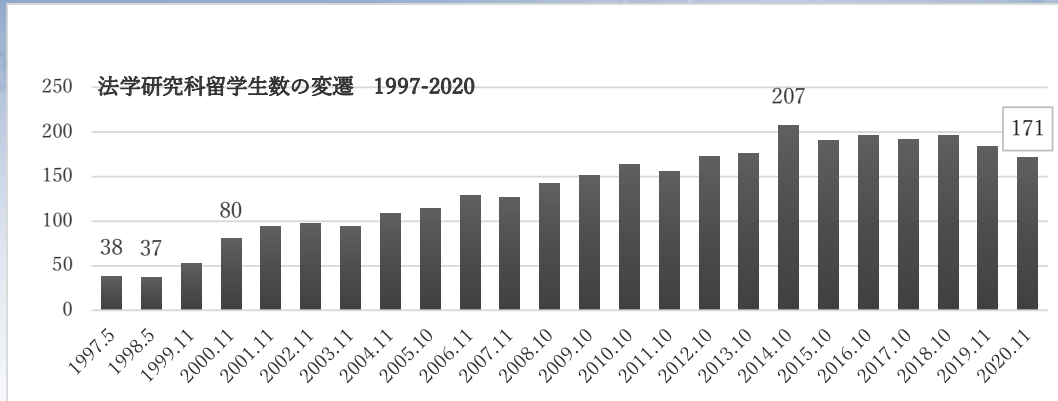
その頃の筆者は、AP基金枠に設置された留学生支援予算と法学部学外とのネットワークとの連携をベースに、多彩な法学部の留学生企画を進めていました(名古屋大学大学院法学研究科・法学部『アジア太平洋地域法政研究教育事業基金—Asia Pacific Region Studies Project-Report 1999』(P.8-11))。90年代の特筆すべき留学生支援予算によって、弁護士や企業指導者による講義の開催、同窓生による企業への実地見学、環境問題を考える研修、郷土の歴史や風土を知る研修、司法機関研修、留学生交流懇親会等を留学生に提供することができました。学内外双方のエネルギーと情熱の産物といえます。法学部一期生であり法学部同窓会初代会長の三好駿一氏(1951年卒、すでに永眠されています)は、AP基金設立に尽力された方ですが、アジアへの造詣は深く、アジアからの留学生に対する深い理解のある方でした。中国・上海の東亜同文書院に入学してすぐに1945年に学徒出陣となり、最前線に配属された厳しい体験をもつ先輩です。同氏から紹介された本学部三期卒業の豊田紡織代表取締役社長だった小山敬氏(53年卒、すでに永眠されています)は指導者としての人柄と能力に優れ、小山氏・三好氏によるジョイント講義を留学生特別講義として実施しました。名鉄副社長の関谷崇夫氏(55年卒、既に永眠されています)、日本碍子社長の柴田昌治氏(59年卒)、トヨタ自動車常務の清水哲太氏(61年卒)、そして、デンソー専務の楠敬史氏(59年卒)による留学生支援企画、名古屋弁護士会の弁護士による中国留学生との学習会・経済的支援、同窓生の提案での名古屋弁護士会国際委員会提供の英語による講義の開始、99年からのトヨタ法務会議による英語・日本語による留学生授業等、尽きることのない同窓生のサポートがあり、さらに、読売新聞特別講座も展開しています。研究科長をはじめとする教員と



1998年のGSIDとの留学生歓迎大パーティ

学外との活発な交流が展開した1980年代後半から1990年代です。その頃に育った東アジアの留学生の多くは、大学の教員として、法制研究所の重責を担う立場にある者として、あるいは、大型法律事務所のパートナーとして活躍しています。アジア諸国を巻き込んだ第二次世界大戦の後に復興を成し遂げた国として、戦後を生きぬいた世代の志として、また、戦後直後に独立した法学部として、戦後40年目を迎えた法学部ダイナミズが動き出した時代と筆者は考えます。

80年代の怒涛のように押し寄せる東アジアからの私費留学生の受入の形態から、1998年の法整備支援人材育成事業の立上げにより、その後、



アセアン諸国、モンゴル、ウズベキスタンからの留学生の積極的受入れの形に変容してゆきます。

1998年アジア法整備支援に始まる留学生受入れ

2003年度退官時に松井芳郎名誉教授の残された「法学研究科は法整備支援という自ら引き受けた重責を担っている」(法学部ニュースNo.18)という「贈る言葉」に、筆者は、心の中で大きく頷く自分を感じました。1998年9月開催の国際学術シンポジウム『アジアにおける社会変動と法整備』は、法学部としてアジア法整備支援事業の立上げを宣言するものでした。開催挨拶で当時の佐々木雄太法学部長は、「第2次世界大戦の後に新しい日本の憲法の下で発足した国立大学の法学部の一つであり」、「私たちは、新しい憲法がうたったアジアにおける恒久の平和と、そして、アジアの人々との人間らしい生活空間の共有に貢献すること、これを教育研究の課題と考えてまいりました」(同シンポジウム報告書1頁)と述べ、「私たちは、アジアの諸国の法意識や政治意識、あるいは法文化・政治文化を多いに学び、私たちの研究や教育をいっ



1998年 国際シンポジウム森嶋先生とベトナム派遣団懇談

そう豊かなものにしたい」、「アジア法政研究の拠点をつくり」、「法学部の新たな半世紀への出発に当たって、みなさんとともに歴史を動かす決意をしたい」(1999年4月発行法学部ニュースNo.3)と、本研究科が一体としてこの事業に向かうことを表明しています。新しい展開となる留学生受入れ事業の始動でもありました。本事業の三つの柱の一つは、筆者が関わってゆく対象のアジア諸国からの留学生受入れであり、アジアの発展途上国の政治・法システムの担い手の養成です。当時の執行部は、それ

を実現するために英語による大学院教育プログラムとして留学生特別コースの設置を決定し、国費外国人留学生の優先的受入れを可能とする事業を文部科学省に申請し、5名分の国費特別枠を獲得しました。文部科学省に提出した国費特別枠の申請書である「留学生特別コース設置調書」では、アジア・太平洋地域を初めとする世界の発展途上国・新興工業国は「より即効的且つ直接的な人材養成による積極的支援を必要とする段階に至っている」、「我が国において短期に集中してアカデミックな体系的(再)教育を受け」、「人材を緊急に確保することの必要性」を掲げ、英語によるコース開設の理由を述べています。法学の分野で英語による大学院教育コースの設置はその頃は画期的なことでした。「人材育成奨学計画」(JDS)にその後移行する学位取得を目的とするJICA長期研修員枠もJICAとの連携で同コース内に設けられました。1999年10月に国費特別枠第一回生選抜のために佐々木学部長を含む3名の教員を現地面接に派遣し、カンボジア・王立法経大学推薦1名、ベトナム・ホーチミン法科大学教員1名、ベトナム・国家



1998国際会議写真

と法研究所推薦1名、ラオス・国立大学法学政治学より教員1名、モンゴル司法省推薦の1名を選抜しました。現地を知るという意味での教員による現地面接は重要視されていた時代です。JICA長期研修員の受入れでは、現在のベトナム司法大臣のLe Thang Long氏、カンボジアの国立経営大学学長のHor Peng氏やラオスの最高人民裁判所判事のChanthalay Douganvilayを含む6名を第一期生として受入れました。CALE NEWS No.3 (2001.2.8)の特集「留学生とアジア法整備支援—座談会」では、上記の第一期生が率直にその頃の留学生事情について語っています。英語



留学生特別コース入学式

など、日本の負の歴史・戦後復興・地方文化を学ぶ研修旅行に発展しました。研修参加による一宿一飯の仲間としての国を超えた縦横ネットワークは今でも生きていることを卒業生を通して感じています。SOLVという法学部公認サークルが形を整えたのも1999年10月です。法学部生だった宇戸暁美さんの協力で留学生特別コース第一回生の



ロンさんと仲間たち

空港出迎えからSOLV活動が始まりました。2002年には、アジアの協定大学からの学生招聘による2週間の国際大学交流セミナーを外部資金を獲得して実現させ、SOLVによる学生交流プログラムの企画実施等、アジアに向けての活発な学生交流の展開が始まります。

その後、法学研究科は、2005年に日本語による日本法を学ぶことを掲げた日本法教育研究センター（CJL）をウズベキスタンに設置し、それを発端に、アジア各地の協定大学内にCJLを開設してゆきます。そこで育った学生を大学院国際法政コースに受入れることで、本研究科の留学生受入れはさらに多様化し、常時100名余りの大学院生が在籍する法曹人材育成拠点として現在に至っています。紙面の関係で、2000年以降のダイナミックな留学生受入の展開について触れることができませんが、筆者にとっての1999年の留学生特別コースの開設の意義を法学部のダイナミズムとの関係で解きほぐすという目的も、独りよがりの視点からですが、ある程度達成できたのではと、筆をおくことにいたします。

法学部・法学研究科留学生の国別在籍コース(2020年10月現在)																	
	大学院研究者養成		大学院応用法政		大学院国際法政コース (1999年(11名)より留学生特別コースとして開始)						学部			研究生 (日本語・院入 試験準備)		Total	
	修士	博士	修士	博士	4月入学			10月入学			私費	国費	G30 英語	大学院研 究生	学部研 究生		
					修士 英語	博士	修士・英語 (国費・JDS・他)	修士・日本語 CJL出身	博士								
中国	1	4	16		1	3			4			2	2		2	11	46
韓国												4		3			7
台湾		2													2		4
ウズベキスタン							2		6		4	6					18
カンボジア							4		6			3		1			14
ベトナム			1			1	2		4		4	4		4	3		24
モンゴル							1		1		7	7	1	6			22
ラオス						1		1			1					1	4
ミャンマー									4								4
アメリカ													1				1
イタリア									1								1
インドネシア									1					1			2
エチオピア										1							1
コロンビア									1								1
スリランカ														2			2
タイ									1			2		2			5
トルコ														1			1
パキスタン					1												1
バングラデシュ									1								1
ブラジル									1								1
フランス													1				1
計	1	6	17	0	2	5	10	30	17	23	6	1	24	7	12		161

最後に、帰国あるいは世界に巣立った法学研究科留学生は、1990年代の主流の東アジアの卒業生は500名余り、1999年以降の東南アジア、モンゴル、ウズベキスタンなど、法整備支援事業の卒業生は500名余りが母国のすそ野に広がり、法律家として活躍しています。改めて、「アジアにおける恒久の平和と、そして、アジアの人々との人間らしい生活空間の共有に貢献すること、これを教育研究の課題であるとする」アジア法整備支援事業は、その形を変容しつつも「本研究科が自ら担った重責」であることを肝に法学部ダイナミズムの結実として、コロナ禍をくぐりぬけた世界に向けて、しなやかに創造力のある発想をもって人材育成としての留学生受入れのさらなる展開を願っています。

2021年CALE年次国際会議「21世紀における市民権(国籍)を巡る闘争とその社会的費用」



名古屋大学大学院
法学研究科
教授

横溝 大

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)と同大学院法学研究科との共催により、2021年1月28日・29日にオンラインで行われた今年のCALE年次国際会議のテーマは、「21世紀における市民権(国籍)を巡る闘争とその社会的費用ーアジアの及びグローバルな傾向 脆弱な集団へのコロナ感染の影響についての考察も含めて」というものでした。本会議の目的は、市民権・国籍を巡る紛争が多様な法的文脈においてどのように生じるのか、また、国家及び国際的なアクターが人々のニーズに如何に実効的に対応しているのか、そして、とりわけコロナ感染が無国籍者に如何なる社会的・経済的影響を齎しているのか、という点を考察することにありました。

「台湾、ベトナム、ミャンマー、及びユーラシアからの視角」と題された一日目は、人権弁護士で中央アジア無国籍ネットワーク(CANS)のコーディネーターであるアジズベック・アシュロフ氏と、名古屋大学法学研究科の小畑郁教授によるオープニング・スピーチで始まり、アシュロフ氏が、ソビエト連邦崩壊後中央アジアにおいて無国籍が如何に深刻であるかという点を、キルギスを中心にCANSでの活動の知見を踏まえて話されれば、小畑教授は、これまで各国法秩序の裁量事項と看做されて来た市民権・国籍をグローバルな立憲主義との関係において語ることが、世界法秩序についての思考に対し如何に抜本的な変容を迫るかという点を指摘され、両スピーチにより本会議の実務的・理論的意義が明確に示される出だしとなりました。その後、CALEのアジズ・イスマトフ講師による司会進行の下、セーラム州立大学のヴァネッサ・ルジェット教授による「労働移民、トランスナショナリズム、そして市民権ーキルギスからロシアへの労働移

民を題材に」、メルボルン大学のスーザン・ニーボーン教授による「道具的国籍と台湾への婚姻による移住ージェンダー的及び階層的アプローチ」、ベトナム司法省北部法律専門職大学学長のチャウ・シュアン・ホアン氏による「コロナ・パンデミック下でのベトナムにおける無国籍者の状況」という報告がなされました。

「インド、ネパール、日本、そしてユーラシアからの視角」と題された二日目は、名古屋大学法学研究科のジョルジョ・ファビオ・コロombo教授による司会進行の下、メルボルン大学助手のダーンドル・ブレナン氏による「ネパールにおける性差別法に対するキャンペーンー行動主義についてのフェミニズムのケアの倫理」、筆者による「日本における無国籍者ー彼らを無国籍・脆弱にするものは何か」、イスマトフ講師による「中央アジアの飛び地におけるごちない国境設定、文書化されない混合婚、そして国境を越える無国籍の配偶者」という報告がなされました。活発な質疑応答の後、最後に、CALE副センター長の松尾陽教授による法哲学的観点からの総括により本会議は締め括られました。

このように、報告者2名の急な欠席はあったものの、本会議では、地球規模の重要課題である無国籍の問題につき、アジア各国からの様々な視点による比較・分析がなされ、大変有意義なものとなりました。本国際会議の企画・運営に携った方々、とりわけイスマトフ講師にこの場を借りて心から謝意を表したいと思います。

“Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond” 開催



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター
特任講師

イスマトフ・アジズ

■ ユーラシアの新しい民主主義国における立憲主義の強化

2020年度、CALEは法学研究科などと連携し、3回の“Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond”を開催しました。

社会主義崩壊後、多くの東欧諸国が体制転換後の新しい憲法を制定する際、国が権利を付与するという発想から、権利は人が生まれながらにして有するという発想へと変わりました。同時に、その権利を、司法によって保護する制度を取り入れました。具体的には、憲法裁判所の設立です。このような憲法革命が、東欧諸国では起こりました。

一方、旧ソ連諸国は、憲法制定過程の中で、生まれながらにして有するという自然権的発想を取り入れた国もあれば、国が権利を付与するという発想が根強く残った国もあり、東欧諸国のような憲法革命は起こりませんでした。旧ソ連諸国の中で、独立後、中央アジア、アゼルバイジャン、ロシア、ベラルーシは、立憲主義の考え方は、旧ソ連時代から大きく変わらず、逆に、法律が重視されない法ニヒリズムと、憲法が書かれた通りに運用されない名ばかりの立憲主義という2つの問題が出てきました。

1回目は、8月10日・11日に、2回目は10月21日に“Consolidating Constitutionalism in New Democracies: Perspectives from Eurasia”と題して開催し、東欧、旧ソ連及びモンゴルに焦点をあて、ワークショップを開催しました。1回目のワークショップの第1セッションは、ポスト社会主義国家の過去と現在の課題ということで、体制転換を経験したドイツ、ロシア及びウズベキスタンの事例が紹介されました。第2セッションは、人権と司法に焦点をあて、ウズベキスタンをはじめとする強権国家の違憲審査及び司法の独立について報告がなされました。2回目のワーク

ショップは、キルギス、アルメニア、ジョージア、アゼルバイジャン、モンゴル、ウクライナの人権及び違憲審査制度についての報告がありました。これらの国々では、体制転換後、憲法裁判所を設置し、違憲審査制度を整えてきましたが、憲法裁判所はうまく機能していないという課題が残っています。

■ ASEAN諸国における司法の独立

司法による人権保障に関する問題は、ASEANの(旧)社会主義国や開発独裁国にも見られるため、3回目は、ASEANに焦点を移し、1月14日に“Judicial Independence in ASEAN: A Comparative Perspective”と題したワークショップを開催しました。ASEAN各国において、司法の独立を確保するためには、多くの課題があります。例えば、カンボジアでは裁判官の任命プロセスにおける司法大臣の関与、ミャンマーでは司法への元軍人の関与、ベトナムでは民主集中制原則による立法府の優位性などがあげられます。ASEAN諸国の司法の独立という課題を見ても、旧ソ連諸国と同じような課題があり、ASEAN諸国でも行政府が強く、司法に対して圧力をかけることが起きています。本ワークショップでは、司法の独立の原則、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ベトナムの課題が報告されました。

オンラインでのワークショップは、世界各国から多くの学者・実務家が参加できるということにメリットがあります。1回目はのべ137人、2回目は76人、3回目は93人と、今回のワークショップを通して、CALEの国際ネットワークを強化することもできました。1回目、2回目のワークショップのペーパーは、ドイツ・東欧法研究所のBook Seriesとして、3回目のワークショップのペーパーは、CALEの紀要であるAsian Law Bulletinとして出版予定です。



第1回ワークショップシリーズの様子

コンソーシアムレクチャーシリーズ 「日本の法整備支援の今」開催



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター
講師

牧野 絵美

■ コンソーシアムレクチャーシリーズの趣旨

名古屋大学は、2005年以降、アジア各国に日本法教育研究センター（CJL）を開設し、「日本語による日本法教育」というユニークな活動に加え、アジア法研究の拠点としての役割も担っています。このCJLでの経験・実績・ネットワークを名古屋大学のみならずオープン・リソースとし、「オールジャパン」の事業と位置づけるべく、2017年5月に「日本法教育研究センター（CJL）・コンソーシアム」を設立し、2021年1月末時点で、89団体・個人に会員になっていただいています。

CJLコンソーシアムの活動のひとつとして、法整備支援・「司法外交」研究がありますが、日本政府が実施する法整備支援・「司法外交」について議論し、法整備支援の理念、対象国、対象分野、実施過程及び評価などを学問的に考察する機会を設けるために、CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」を企画しました。法整備支援には、様々なアクターが関わっていますが、このレクチャーシリーズでは、大学らしい視点で、法整備支援の意義、アジア各国の人材育成の必要性、法整備支援と日本の法学界との関わりなどを取り上げられればと思います。2020年度は1月までに3回のレクチャーを開催しました。

■ 法務省による法整備支援と森嶋名誉教授の法整備支援への関わり（第1回、第2回）

第1回は、日本政府の法整備支援事業の中核を担われている法務省法務総合研究所国際協力部の森永太郎部長に、「法務省による法整備支援」と題して、なぜ日本政府が法整備支援を行うようになったのか、具体的にどのような支援を行っているか、国際化の中で日本の法曹養成に求められていることは何か、アジア各国ではどのような法律家が求められているかをお話いただきました。これまで国内法を扱ってきた法務

省が、ベトナム政府の要請にもとづき1990年代初頭から法整備支援を始めた当初の様子や、法務総合研究所内に国際協力部が設立された経緯などが紹介されました。新しい世代の法律家に向けては、法律を学ぶ際には、基礎に立ち返ることの重要性が強調されました。

第2回は、日本の法整備支援の先駆者であり、今日に至るまで日本政府の法整備支援を牽引されてきた森嶋昭夫・名古屋大学名誉教授に、「私はなぜ法整備支援を始めたかー日本のボワソナードと呼ばれて」と題して法整備支援とは何か、CALEの前身名古屋大学法学部アジア・太平洋法政センター構想ー法整備支援の始まり、ベトナム・カンボジアの民法典起草支援、法整備支援が日本の法律学・法教育にもたらした変化、法整備支援事業の課題についてお話をいただきました。森嶋名誉教授の法整備支援への取り組みの詳細は、本号12・13頁をご覧くださいですが、日本政府による法整備支援は、森嶋名誉教授の存在なくして始められなかったということを改めて振り返ることができました。

■ アジアで日本法を日本語で教える（第3回）

第3回は、「アジアで日本法を日本語で教えるー日本法教育研究センター法学講師から見た法整備支援ー」と題して、CJL法学講師経験者である上地一郎・松蔭大学経営文化学部教授（モンゴル）、小川祐之・常葉大学法学部講師（ウズベキスタン）、傘谷祐之・名古屋大学大学院法学研究科特任講師（カンボジア）に、日本法教育研究センターの教育がめざすもの、法概念の違いをどう教えるか、日本語による教育の難しさ、教材開発で工夫していることについてお話をいただきました。CJL設立草創期に奮闘されたお三方の報告は非常に興味深いものでした。

本レクチャーシリーズは、2021年2月に第4回としてCJL修了生4名による「日本法の知識を生かしたCJL修了生の活躍」、同3月に第5回として鮎京正訓・名古屋大学名誉教授による「法整備支援とアジア諸国法研究ーベトナム憲法改正議論を題材として」を予定しています。

法学講師キャリアセミナー

—新たな法整備支援世代のインキュベーターを目指して—



JICA ガバナンス平和構築部
ガバナンスグループ
法・司法チーム 特別嘱託
名古屋大学学術研究員
弁護士
玉垣 正一郎

■ 開催趣旨

筆者は、2017年8月から3年1ヶ月間、カンボジアの日本法教育研究センター（以下「CJL」）へ、法学講師として赴任する機会に恵まれました。退職が近づくにつれて、「CJL法学講師の業務は非常に面白い。しかし、JICA長期専門家と比較して、その面白さが十分に理解されていない。CALEは、良い人材を獲得するため、その面白さが伝わるセミナーを開催すべきである。」という思いが強くなりました。CALEにご相談したところ、全面的なご賛同を得て、法学研究科・CALE・コンソーシアムによる共催（日本弁護士連合会と愛知県弁護士会による後援）として、オンラインセミナー「CJL法学講師のキャリアとは—教育を通じたアジア諸国法律家との交流の魅力—」を開催することができました。

■ 概要

当日は、小畑郁教授による開催挨拶、藤本亮CALEセンター長による趣旨説明、吉川拓真弁護士（CJLウズベキスタン特任講師）によるCJL法学講師の業務紹介の後、5名の経験者（上東亘弁護士、木本真理子弁護士、篠田陽一郎弁護士、社本洋典弁護士、高尾栄治弁護士）から、「応募動機、良かったこと、その後にキャリアにどう活かしているか」を中心にお話いただきました。続く座談会では、①求められる能力、②研究指導と弁護士実務との違い、③失敗談、④他の法整備支援（日本弁護士連合会、JICA、国際機関等）との違い（CJL法学講師の面白さ）を中心として、熱く語っていただきました。質疑応答を終えたのち、

鮎京正訓名誉教授による激励の言葉で閉会となりました。詳細については別途公表予定です。

■ 雑感

本セミナーの開催により、「日本語による日本法教育」事業（以下「本事業」）の意義が改めて明らかになったと思います。本事業は、名古屋大学への留学（日本語での法学研究）を見据えた制度設計となっています。社本弁護士が的確に指摘したとおり、日本語による法学研究は、英語によるそれと比較して、研究の広がりや留学終了後の進路の多様性において、優位にあります。法学研究科・CALEは、この点を踏まえて、より大きな視点から、JICAが実施する法整備支援及び留学プログラムとの協力を含めて、本事業をさらに戦略的に展開していくべきだと思います。

また、CJL法学講師を経験する面白さについて、複数の経験者からの発表を通じて、より説得力のある形でアピールできたと思います。たしかに、国際機関やJICAによる法整備支援の活動と比べると、CJL法学講師としての活動規模は、決して大きくありません。しかしながら、CJL法学講師は、学生1人1人と、長い時間をかけて、その個性に応じて真摯に向き合い、その成長を見届けることができます。さらに、赴任終了後も、学生との繋がりが続いています。「新たな人間関係の形成とその後の発展」こそ、通常の弁護士業務では得難い、貴重な財産となるでしょう。

なお、鮎京教授からの宿題（CJL法学講師の経験に関する書籍出版）には、筆者に与えられたものとして、その期待にぜひ答えたいと思います。

「CALEは新たな法整備支援世代のインキュベーターである」。本事業を通じてCALEがこのように評価されることを願っております。

※上記のうち意見や評価に亘る部分は、筆者の個人的見解であり、所属組織の公式見解ではありません。

連携企画・法整備支援シンポジウムに参加して



名古屋大学大学院
法学研究科
博士後期課程1年

クム・カエマリー

慶應義塾大学大学院法務研究科は、12月5日に、法整備支援シンポジウム「コモンの構築と法制度整備支援」を開催しました。このシンポジウムは、慶應大学の他、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター（CALE）、法務省法務総合研究所国際協力部、公益財団法人国際民商事法センターによる連携企画・アジアのための国際協力in法分野2020のひとつです。今年はCOVID-19感染拡大防止のため、例年と違い、遠隔で行われました。私を含めた報告グループは、今年のテーマに合わせて、カンボジアやベトナムにおけるコモンとしての法の問題状況を紹介しました。参加者もたくさんおり、その中には法務省・JICAの専門家、弁護士、大学生・大学院生などがいました。皆はお互いに意見を交換し、活発な議論を交わしました。以下では、私が今回のシンポジウムで刺激を受けたこと、勉強になったことを述べます。

まず、慶應大学・松尾弘先生が準備してくださった今年のテーマ「コモンの構築と法制度整備支援」は非常に面白いと思います。私たちは法から離れて生きられません。しかし、法について関心を持っている人は少ないです。私自身もその一人でした。法は本来どうあるべきかとか、自分は法制度を平等かつ自由に利用できているのかとか、正直なところ考えたことがありませんでした。法がコモン（共有資源）ではない社会に生きている私は、これを「当然」のように受け止めていました。しかし、松尾先生のおかげで、私が「当然」だと思っていたことは「当然ではない」と意識し始め

ました。松尾先生は、法制度を空気のように喩えて、「誰でも利用・享受できるもの」と述べられました。これは、私が自分の社会の法制度の問題を考えるきっかけになりました。法の内容は「皆のためであるはず」なのに実際はそうではなかったり、「皆のために作られる」はずだった法は特定のグループのために利用されたりします。自分はこういった問題を抱える社会に生きていると意識しました。そして、この問題を少しでも改善するために貢献していきたいと強く思い始めました。

しかし、コモンとしての法制度の構築は簡単なことではありません。誰か一人でできることではないし、ある国では自分たちだけでできることでもありません。特に、発展途上国では、より良い法制度を整備するために先進国からの支援が必要となっています。一方で、支援する国は、この問題を解決するためにどんな法整備支援を行うのか、慎重でなければなりません。シンポジウムの討論では、参加者から次のようなアイデアが出されました。法がコモンとして存在するためには、法は全国民のために制定されるべきであり、また同時に、国民は広くかつ平等にその法を利用できるようにすべきです。これを実現させるためには、法制定過程における民主的正統性と、法の不正適用の防止が不可欠です。特に、国民による法の理解は重要な役割を果たします。そこで、支援国は法曹養成教育のみならず一般国民向けの法教育の支援も充実させる必要があります。

今回のシンポジウムで、私は新しい知識を得ることができ、貴重な経験を得ました。来年も積極的に参加したいと思います。

交渉コンペティション「日本語交渉の部」でモンゴル国立大学が最優秀賞を受賞！



名古屋大学大学院
法学研究科
特任講師

中村 良隆

11月14日・15日に開催された「第19回大学対抗交渉コンペティション (INC)」において、モンゴル国立大学法学部内日本法教育研究センター (CJLM) の学生たちが「日本語交渉の部」で堂々第1位の成績を収め、特別賞を受賞しました。

INCは、住友グループの後援により、2002年から上智大学にて開催されている模擬仲裁・模擬交渉の国際大会です。

新型コロナウイルスの影響で、今回はZOOMでの開催となりましたが、国内外の有名大学25校（合計52チーム）が参加しました。モンゴル国立大学からは英語チーム2チーム、日本語チーム1チームの合計15名が出場しました。日本語チームの学生は全員がCJLMに所属しており、また英語チームにもCJLMか

ら3名の学生が参加しました。

問題文は仲裁・交渉あわせて合計50ページ以上にもわたる詳細なもので、参加者は約2か月前から仲裁の準備書面、反論書および交渉の説明資料の作成、プレゼンテーションの練習など、多くの時間を使って準備してきました。東京大学留学中にこの大会に出場した経験のあるO.ノミンチメグ弁護士と、筆者が主に指導に当たりました。

モンゴル国立大学は2017年からこの大会に参加しており、CJLMの学生からなる日本語チームが参加した2018年には総合第7位入賞を果たしました。今回は、日本の強豪校を下し、はじめてのトロフィーの獲得となりました。表彰式で名前が発表されたときには、学生たちは喜びの涙を流したとのことでした。



INCに参加した15名の学生たち

オンラインでもつながれる — ミャンマー・ラオス短期研修

名古屋大学法学部
1年

横川 ルナ

■ 外国人労働者問題と法律

私は、キャンパスアセンプログラムの一環として2021年2月15日～24日に行われた

ミャンマー・ラオス短期研修に参加しました。この研修を通して外国人労働者問題の解決には、労働者が法や制度を理解し、自分の権利のために法的な行動を起こせるように支援する制度整備が特に大切なのではないかと感じました。ラオスでは法律が市民にわかりやすいよう具体例が条文に含まれていること、ミャンマーでの法は自分の権利を守るということよりも犯罪の取り締まりや社会秩序を守るものという意識が国民にあること、など各国との違いを認識した上で外国人労働者問題に関する日本の法や制度のあり方、伝え方を考える必要があるのだと思いました。外国人労働者の力なくして日本の社会は回りません。大きな存在である

外国人労働者に対して、各国との法比較という観点から歩み寄り方を考える重要性を学びました。

■ 世界中に友達が欲しい！

この研修を通じてミャンマーとラオスの学生と関係を築くことができました。もしこの関係がなかったら、今ミャンマーで起きているクーデターを多くのニュースの一つとして聞き流し、心を痛めたり調べたりすることはなかったと思います。これから先ミャンマーやラオスで災害や事件が起こったら、私はきっと彼らの顔を思い浮かべすぐに連絡します。遠いどこかの誰かのことと感じていた世界の出来事が、現実味を帯びてまっすぐ心に飛び込んでくると思います。こうした小さなつながりが国際平和、国際協力の芽なのではないかと感じました。今回のこのつながりを大切に、そしてもっと多くのつながりを築けるように、まずは英語の勉強から頑張ります。

法整備支援事業の最前線で



名古屋大学名誉教授

森 昭夫

1. 法整備支援の最前線

―ベトナム新規プロジェクトの発足

(1)ベトナム政府は、1986年のドイモイ（刷新）政策に基づき、社会主義政権の下で市場経済法制度を導入するため、1994年に日本政府に対して法整備支援を要請し、1996年から最初のJICAによる法整備支援事業を試行錯誤を重ねながら開始しました。それから20有余年、ベトナムの経済は格段の成長を遂げ、法制度も1992年憲法および2013年憲法を頂点として多数の法律が整備されました。さらに2005年の党政治局48号・49号議決による2020年までの法・司法改革戦略に基づいて、積極的に改革が進められています。しかし、ベトナム政府は、改革は十分に達成されておらず、今後、ベトナムが広い範囲で国際統合を果たし、国際社会で競争力を獲得するには、「the rule of law Socialist State of Vietnam」の建設による経済・社会的発展を遂げる必要があるとして、2020年以降、rule of law state建設を目標として、さらに法・司法改革を推進する方針を明らかにし、日本に対して再び支援を求めてきました。

新規プロジェクトは、立法機関・行政機関による法規範定立、行政機関による法執行、司法機関による裁判・判決執行に関わり、プロジェクトのカウンターパート（CP）や活動内容いずれも、既存のプロジェクトに見られない広範囲のものを含み、かつ多様性に富んでおり、事業対象・内容の面で先例がないという意味で、「最前線」に位置づけられます。

私は、JICAプロジェクトとして最初に開始された「最前線」のときから今日までベトナム法整備支援に関わっており、内容面で先例がない「最前線」の新規プロジェクトを計画する作業を引き受けました。法務省やJICAのスタッフの知恵を借り協力を得ながら、ベトナム側と交渉し、何とか新規プロジェクトを取りまとめ、昨年9月には日越間で合意し、本年1月から

プロジェクトが始動しています。

(2)新規プロジェクトの目標は、ベトナムが「法の支配」する国（a rule of law state）として国際社会で認められるよう法・司法制度を改革することで、プロジェクトはその目標に適合するものでなければなりません。新規プロジェクトが取り入れた新しい考え方や方法（最前線）には、以下のようなものがあります。

第一は、支援国・被支援国のプロジェクト活動におけるそれぞれの位置づけについての新しい「考え方」です。新規プロジェクトでは、日側が主導して「支援」するのではなく、両国が対等な立場で「協力」という考え方を取っています。ベトナムに限らず、これまでの「支援」事業では、日側専門家がある法制度について教え、相手側は日側から学んで知見を得るといった位置付けで、相手側の能動的（主体的）な活動はそれほど期待されていないのが実状です。

しかし、新規プロジェクトの戦略目標は、ベトナムが国際社会に通用するa rule of law stateとなることであり、目標を達成するには、越側が受動的に学ぶのではなく、主体的に活動することが不可欠です。そこで、越側は、各CPが主体的に活動し、改革方策案を検討し策定すると位置づけ、日側は、越側活動に必要な情報や資料を提供し、越側の主体的な改革方策策定作業に参加すると位置付けました。すなわち、新規プロジェクトでは、理念的には、越側が「主体的に」（国際的に通用する法治国家建設のために）法規範・法執行制度改革を行い、日側がこれに「協力」という考え方をとっています。

第二は、越側が主体的に行うプロジェクト活動の内容と方法について、各CPにワーキンググループ（WG）を設置し、WGが「討議方式によって検討審議」して解決策を提案する、としている点です。

越側がCP毎に主体的に改革方策の策定活動をし、日側がこれに協力するという前提で、プロジェクト事業活動内容を記載したPDM（project design matrix）には、越側CP毎又は複数のCPでWGを設置し、WGに日側メンバーも参加し、改革すべき重要項目を選定したうえで、各項目の改革案を調査・研究し、検討・審議することにしました。

WGの審議方法には、米国のロー・スクールの法的思考や法的討議の方法として広く使用されている、ケース・メソッド（ソクラテック・メソッドともいう）

を取り入れることにしました。なぜなら、WGでの審議活動を通じて、越側が資料を調査分析して課題を整理し、science-based method に基づいて政策を策定するという方法を習得する一方で、反対の立場に立つ者を説得する議論の方法に習熟することを狙いとしているからです。WG活動が、国際交渉の場で通用する若手の人材育成の機会となることが期待されています。

2. APプロジェクトの構想

一法整備支援事業へ繋がる井戸を掘る

ベトナムでは、1996年に初めて法整備支援プロジェクトが開始されていますが、これには前史があり、名大法学部がこの法整備支援の開始に深く関わっています。私は、1988～1990年に法学部長としてアジア太平洋地域法政研究教育事業（APプロジェクト）を構想し、中部地域の企業・卒業生から1億2千万円もの寄付金を募ることが出来ました。当時日本はバブル経済の最中にあり、アジア諸国に経済進出を図っていましたが、①アジア諸国の文化・社会の制度・規範を無視して短期的な経済収奪をするとすれば、日本は再び植民地主義的（帝国主義的）侵略者として非難されることになるのではないかと、これに対して、②日本の学者研究者の主流は欧米の研究については直輸入するけれども、非西欧諸国の法律政治研究は軽視しており、アジア法政についての研究は手薄である、という私の認識が、APプロジェクトを構想した背景にありました。構想を固めるには学内外の方々の知恵を借り、紆余曲折ありましたが、プロジェクトの構想、募金活動などの過程で、法学部教職員、卒業生が協力して下さったことに深く感謝いたします。本誌特集執筆者の奥田沙織留学生担当講師は、APプロジェクトだけではなく、法整備「支援」事業を「支援」する裏方として、長年に涉って舞台裏で一方ならぬ貢献をしており、改めてお礼を申し上げます。

APプロジェクトとJICA法整備支援事業との繋がりがりますが、学部長職終了後、私は、1億2千万円規模のプロジェクトを具体化するために、1992年にアジア各地の大学・研究所を訪れました。ハノイの「国家と法研究所」を訪ね、ベトナム司法省に紹介された折に、民法典起草支援を日本政府に働きかけてくれと頼まれ、それを切っ掛けに私自身が手探りで司法省の民法典起草作業に関わることとなります。詳細は、JICA編『世界を変える日本式「法づくり」』（文芸春秋企画出版部、2018年）第1章に譲りますが、他国の専門家が自国の民法典について講義をするだけなのに対し

て、私は、ベトナム民法典起草中の課題が何か、相手の問いが何かを明らかにしながら、複数の回答（課題解決）選択肢を提示して意見を交換することにより、共通の問題意識の下に論点が噛み合うような講義を心掛けました。米国のケース・メソッドと呼ばれる討議方法です。最初は、慣れない司法省のスタッフは面食らったようですが、ベトナムが直面している課題に取り組もうとする私のやり方は次第に高く評価され、1994年には、ベトナム政府から日本政府に対して、ODAとして法整備支援事業をやって欲しいという要請が出ました。その結果、ベトナム政府に対する法整備支援が、経済計画のプロジェクトとともに、わが国最初の社会科学系のODAプロジェクトとして発足したのです。名大法学部をユニークな研究教育機関とするために掘ったAPプロジェクトという井戸の水脈は、図らずも日本の法整備支援事業という大きな水脈に繋がって行ったのです。

3. CALEの法人材育成に期待する

名大法学部は、日本の法整備支援事業の歴史・内容の両面で最前線を担ってきました。しかし、一国の社会に適合し機能する法制度は、他国の支援だけで整備することはできません。その国の法人材の手によって不断の努力を重ねて構築しなければなりません。CALEはアジア・太平洋法政センターの3代目に当たる後継者ですが、名大法学部は同センター発足以前から留学生を受け入れ、アジア諸国の法人材育成に貢献し、すでに多くの卒業生が各国の法・司法分野で活躍しています。高い水準の留学生教育こそが法整備支援の基盤です。今後、CALEという水脈を通じて、アジアの法人材の水脈が広く広がっていくことを期待しています。



筆者（左）と故グエン・ディン・ロック元ベトナム司法大臣（右）
【出典：JICA編『世界を変える日本式「法づくり」—途上国とともに歩む法整備支援』（文芸春秋企画出版部、2018年）53頁】

New ミャンマー便り



ミャンマーにおける2020年の総選挙

※本稿は、2021年1月27日時点のものです。

2021年1月31日に2期目の議会（Hluttaw）が会期を終えるにあたり、連邦選挙委員会ⁱは、2020年11月8日にCOVID-19が蔓延する中、保健スポーツ省の健康ガイドラインに従い全土においてミャンマーの民主的な総選挙を行いました。しかし、一部の郡区における総選挙の実施に対して安全上の懸念が生じたために、ラカイン州、カチン州、チン州、カレン州、モン州及びシャン州並びにバゴー管区における郡区の内、一部もしくは全部の集落や小区を対象に選挙の実施が中止となりましたⁱⁱ。そのため、国民代表院（Pyithu Hluttaw）においては330議席中315議席ⁱⁱⁱ、民族代表院（Amyotha Hluttaw）においては168議席中161議席^{iv}、管区議会及び州議会においては673議席中641議席^vを対象として選挙が実施されました。

5,639名の候補者が90以上の所属政党や無所属の立場から、国民代表院及び民族代表院、並びに管区議会及び州議会の1,117議席を争いました。なお、管区議会及び州議会の議席には少数民族大臣（National Ethnic Affairs Ministers）の議席を含めています。国民代表院に関しては、政党所属として1,497名、無所属として68名の計1,565名が315議席を争い、38,271,447名有権者の内27,512,855名が投票日に投票を行いました。民族代表院に関しては、政党所属として752名、無所属として27名の計779名が161議席を争い、38,271,447名の有権者の内27,495,555名が投票を行いました。また、管区議会及び州議会に関しては、政党所属として3,130名、無所属として165名の計3,295名が641議席を争い、42,866,741名の有権者の内30,459,113名が投票日に投票を行いました^{vi}。

90以上の政党の内19政党から1,113名が、また無所属として4名が当選をしました。そして、国民民主連盟（NLD）が、政権を担当することのできる議席

数を獲得しています。NLDは国民代表院において315議席中285議席を、民族代表院においては161議席中138議席を獲得しました。管区議会及び州議会においては641議席中501議席を獲得し、そのうち少数民族大臣の議席としては29名中23名を当選させています^{vii}。尚、ヤンゴン管区のピョーミンテイン（Phyo Min Thein）氏を除き、管区及び州大臣についてはすべて現職の大臣が選挙区から当選されました。

NLDは、COVID-19対応という名目のもとに一般市民と接する機会が多く、非NLD政党よりも政治的に比較的有利な状況にありました。非NLD政党は、選挙期間中は選挙活動に厳しい制約を課されており、例えば、選挙集会は50人以下となるように制限され、ラカイン州、ヤンゴン管区及びその他の地域の郡区は自宅待機命令の下にありました。

主要野党である連邦団結発展党（USDP）は選挙結果の受け入れを拒否し、軍の協力の下で選挙を再度行うことを要求しました。また、USDPは数多くの選挙に関する紛争を選挙審判所に申し立てました。他の政党も同様の動きを見せています^{viii}。ミャンマー国内のニュースによれば2020年の総選挙に関する申立ては2015年や2010年の総選挙よりも多いとされています（2010年には29件、2015年には45件の異議が申し立てられました）。選挙が不公平であると考える人は、選挙期間中に不公平な点を見つけ、それを選挙後45日以内に申立てるのであれば誰でも申立て可能です。

選挙日において18歳以上かつ代表選挙区の選挙名簿に名前が記載されている人であれば全ての市民、準市民、帰化市民もしくは市民権について一時的な証明書を持つ人が有権者となります^{ix}。聖職者、有罪となった者^x、心神を喪失した者、破産をした者、選挙法により投票を禁じられた者及び外国の市民権を有している者は非有権者となります^{xi}。

関連する議会選挙法及びその規則の期日前投票の



名古屋大学大学院
法学研究科
特任講師
ママタン

規定^{xii}に従えば、投票日に投票所に行くことが不可能である者や、選挙区の外にいる者（例えば、高齢者、重度の健康上の問題を抱えている者、妊娠している女性、抑留されている者、軍人、警察官、公務員及びボランティアなど）は、11月8日より前の特定日に関係当局の準備の下で期日前投票が可能となります。COVID-19の拡大抑制の下で、30名より多い集会は禁止されていましたが、投票日の集まりについては許可されています^{xiii}。

ミャンマーでは選挙において小選挙区制が用いられているため、選挙では常に多数派であるビルマ族の中での勝利政党が優位となっています。選挙前において、その他少数民族政党は自身の政党が自身の州の議席内の多数を獲得するだろうと予想していましたが、実際に蓋を開けてみると、多くの議席を失うことになったのです。

[原文は英語。翻訳者：大野太（名古屋大学大学院法学研究科修士課程1年）]

注

- i 連邦選挙委員会 (the Union Election Commission: UEC) は2008年のミャンマー連邦共和国憲法（以下、憲法）398条α項に従い組織された機関であり、選挙に関する事業の監督や政党の監督が当該条文により可能となる。
- ii 連邦選挙委員会通知No. 192/2020, No. 193/2020, No. 194/2020, No. 195/2020, No.196/2020, No.197/2020, No. 200/2020。
- iii 憲法109条は、国民代表院が330議席を人口と郡区に基づく選挙による代表によって構成されるとする一方で、110議席を国軍最高司令官の指名に基づく軍人によって構成されると規定する。
- iv 憲法141条は、民族代表院が168議席を管区と州で同数の代表によって構成されるとする一方で、56議席を国軍最高司令官の指名に基づく軍人によって構成されると規定する。
- v 憲法161条は管区議会及び州議会が以下のように構成されると規定する。管区もしくは州においてその郡区より選出されるそれぞれ2名、各自の州をすでに得ているか又は当該州の中に自己管理地域をすでに得ている民族以外の少数民族において、連邦の人口の0.1%を超える人口を擁すると当局により確定されている少数民族から選出されるそれぞれ1名、議会の総議員の3分の1と同数の、法律に従い国軍最高司令官が指名する軍人。
- vi 連邦選挙委員会通知No. 268/2020（2020年11月30日）。
- vii 連邦選挙委員会通知No. 226/2020（2020年11月17日）。
- viii 正確な申立て件数は公表されておらず、UECの公式HPにおいても更新は確認されていない。
- ix 2010年国民代表院選挙法 (Pyithu Hluttaw Election Law, 2010) 6条。
- x 有罪となった者とは、いかなる裁判所の宣告の下で服役している者を意味する。この表現の中には裁判所による命令に服している者や、関係する裁判所の判断に対して再審や係属中である者も含まれている。
- xi 2010年国民代表院選挙 (Pyithu Hluttaw Election Law, 2010) 7条。
- xii 関連する議会選挙法及び規定とは、民族代表院選挙法 (Amyotha Hluttaw Election Law) 及び管区・州議会選挙法 (Region or State Hluttaw Election Law) 並びにその各規定である。
- xiii 保健スポーツ省命令No. 137/2020。
[原文は英語。翻訳者：大野太（名古屋大学大学院法学研究科修士課程1年）]
(原文及び原注の訳にあたっては外務省HP（2021年2月5日）及び遠藤聡「ミャンマー新憲法—国軍の政治的関与 (1) (2)」『外国の立法』No.241（2009.9）, No.243（2010.3）を参考とした）

センター長便り

COVID-19とICTと大学教育



名古屋大学
法政国際教育協力
研究センター長
教授
藤本 亮

COVID-19の流行は、感染確認から一年を経てもまだまだ収まりをみせていないどころか、第3の大きな波が押し寄せています。CALEとCJLの研究/教育活動に大きな影響をもたらしています。

2020年3月から4月にかけてはCJLの4拠点とも「大学閉鎖」がされ、パートナー校の授業もCJLの授業もすべてリモートで行われるようになりました。各国でその後の感染状況の展開や対応策もさまざまでした。カンボジアでも11月になりごく短期間だけ対面授業が可能となった時期もあったのですが、市中感染が確認されるとともにまた大学の規制が厳しくなり、学生の登校ができなくなりました。モンゴルもウズベキスタンも昨年の春からずっとオンライン授業となっています。2021年1月中旬時点ではハノイ日本法教育研究センターだけが対面授業が可能となっていました。最近に市中感染発生によりオンライン授業となりました。日本法教育研究センターの学生たちは自宅からネットを介して授業を受けています。

他方で、名古屋大学に在学している日本人学生も留学生も春学期は原則としてキャンパスに入構できず、図書館サービスにも制約がある中、たいへんな苦勞をして勉強を続けていました。秋学期になり、リモート授業を併用しつつ少人数授業を中心に対面授業が再開されましたが、やはり多くの学生・院生はリモートで授業を受けています。

改めてここに記すのもややばかれますが、COVID-19の流行は人の移動にも大きな影響を及ぼしています。2020年の間に各センターの特任講師の先生方の交代がありました。法学の先生方として、カンボジアセンターの寺西先生、ハノイセンターの小林先生に、ウズベキスタンセンターの吉川先生に、そして

日本語講師ではウズベキスタンセンターの藤原先生が着任されています。しかし、各国への定期航空便がほとんどなくなり、チャーター便が飛ぶだけのような状況に加え、各国の査証取得手続きも、入国手続きも厳格化されており、これらの新任の先生方のうち現地に渡航できているのは寺西先生だけです(2021年1月現在)。残りの三先生は渡航の準備をしつつ、国際的なリモート講義のみならず各種の運営業務にもあたってくださっています。

■ オンライン教育の継続

大学教員の側でも、オンライン教育やリモート授業をどのように行うのかという大きな課題に、国内外を問わず直面しています。リアルタイムのビデオ会議システムを利用した授業から、オンデマンドの動画ないし音声と資料(あるいは音声付きの資料)や、資料配布にとどめるものまでそのあり方は極めて多様です。これらに加えて、授業時間外の課題や試験のやり方もさまざまな工夫がされているところです。

リアルタイムの授業ではなくオンデマンドの授業が行われる主たる理由としてネット環境の問題があります。リアルタイム授業は動画通信のためどうしても大きな帯域幅を使用することから接続が不安定になるのです。日本法教育研究センターがある国々では、地方にまで高速回線網インフラが普及していない場合が多いのですが、ウズベキスタンやモンゴルでは大学閉鎖中に地方出身の学生に帰省するように指導がありました。さらに、自宅にいる小学生から大学生までの兄弟姉妹が一斉にオンライン教育を受けるためさらに帯域幅が不足し接続が不安定になる例も少なくありません。日本国内でも学生用アパートの各室からみなが一斉に授業にアクセスするため、引き込まれている回線の帯域幅が不足し、やはり接続が不安定になっている例もありました。

日本では4月に入学後数回しかキャンパスを訪れていない新入生も少なくありません。日本法教育研究センターがある国々では夏から秋口にかけて新学年を迎えるので、2020年の春先から夏にかけてオンライン授業を経験した受講生たちは、前年の入学後に少な

くともしばらくの間は通常のキャンパスライフを送っており、教員ともまた同級生や上級生ともフェイス・トゥー・フェイスで交流した経験を有していたわけで、これは授業や学習指導をスムーズに進めるための助けとなっていたと思われます。とはいえ、大学での学びは、「教員vs 学生」だけでなく、学生同士の授業内外での「学び合い」も重要な要素です。対面授業がない状況が長期化すればするほど「学び合い」を実現して教育の質を高めるために、技術的な環境だけでなく、教員と学生そして学生同士の人間関係をいかに構築していくのかという配慮も重要となってくるのです。

入学者選抜も影響を受けています。各地の日本法教育研究センターは、パートナー大学の入学者(新1年生)に対して入学後に、「日本語による日本法教育」プログラムの広報を行い、志願者の中から同プログラムへの新入生を選抜しています。通常時であれば、大学の新生オリエンテーションなどの場で資料を配布し、希望者を集めての説明会を開催して、広報を行うわけです(拠点国では夏から秋にかけて新学期を迎えます)。ところが、大学自体が閉鎖されているのでいかにせんこうした対面イベントが実施できません。パートナー大学との調整を行い、協力も得つつ、大学新入生に対するオンラインでの広報を行い、オンラインで入学試験を実施して新入生を迎えることとなりました。しかし、カンボジアでは一斉大学入試の実施自体が延期されていて、2020年度の大学の新生がまだいない状態です。

新入生を迎えることができたにせよ、その後には、日本の2020年度新入生と同様の、大学に登校したことがない大学1年生に対して、どのように新入生と教員、新入生同士、新入生と上級生の人間関係を作っていくのかについては、現地の教育の中心となる特任講師の先生方が現地にいられないこともふまえて、さらなる創意工夫が必要となってきています。

しかし、COVID-19が収まって「平時」に戻るまでなんとか耐え忍ぶだけではないというのも確かです。たとえば、この間の経験は当たり前のもので考えてた対面授業の意義について考え直す機会ともなっています。近年、日本語教育のみならず、法学を含む大学教育全般でアクティブラーニングないし参加型授業の重要性が(ようやく)広く共有されつつあります。「講義」と「演習」の組み合わせで実施されてきた伝統的な法学教育のあり方自体が、この間のほぼ強制的なオンライン授業の経験によって、しかもこの状態が暫く続くという見込みのもとで、問い直されているとみることもで

きます。多くの大学教員が分野を問わず、リモート授業を支えるLMS(ラーニングマネジメントシステム)や電子メール以外のコミュニケーションツール(メッセージャーなど)などの活用や、リモート環境に適合したテストの内容や実施方法などを工夫するようになっていきます。

■ 共同研究とICT

教育だけでなく研究分野でもCOVID-19流行の影響でオンライン化が進んでいます。CALEでも法学研究科とも連携して、「平時」よりもむしろ活発に国際的なオンラインイベントを実施してきました(その多くはこのCALENewsにも紹介されています)。時差の問題を除けば、日本から研究者のみならず大学院生が海外のパートナー機関が主催する会合に参加することも容易になっています。世界中からシンポジウムや会議にスピーカーも聴衆も参加できます。日本法教育研究センターの特別授業を日本にいる研究者や実務家をお願いすることも容易になっていることも意味します。

人間の移動を伴わないので、事務方の準備作業がものすごく軽量化されます。査証も航空券もホテルも手配する必要がないし、レセプションや食事の手配も不要です。さらにプログラム日程が柔軟に組めるというメリットがあります。人が集まるときにはせっかくなので朝から晩までプログラムを詰め込むことになりがちなのですが、実は一日中、こうした会議やイベントに参加するのは有意義ではあるのですが、ストレスフルで集中力が続かないのも確かです。オンラインイベントならば、一日に少しずつ数日に渡るプログラムを組むこともできますし、それはまた潜在的聴衆にとっても参加する都合をつけやすいためたくさんの方が参加できることにもなるのです。大きなイベントや相互の行き来だけでなく、継続的な短時間の研究交流を続けることでより実面的に質の高い研究成果に結びつけることが可能となってきます。

国際的な法整備支援や人材育成、法学研究・交流のあり方は、もはや以前の姿に戻ることはないと思われます。COVID-19流行によりすっかり変わってしまうと思われる法学教育と国際交流のさらなる展開に向けて引き続き努力していこうと考えています。現在の世界的なCOVID-19の流行状況を鑑みれば、しばらくこうした窮屈なしかし発展性を内包した状況が続くでしょう。多くの制約の中で懸命に学習している学生・院生のみなさん、そしてそれを支えている教員・スタッフのみなさんにこの場をお借りして御礼申し上げます。

行事(2020年10月~2021年3月) ※抜粋

オンライン開催

2020年

10月19日(月)	CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」 第2回「私はなぜ法整備支援を始めたか—日本のポワソナードと呼ばれて」 於：Zoomによる開催	【講師】 森嶋昭夫 (名古屋大学名誉教授)
10月19日(月)	Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond “Consolidating Constitutionalism in New Democracies: Perspectives from Eurasia II” 於：Zoomによる開催 共催：ミュンヘン東欧法研究所、メルボルン大学ロースクール、モンゴル国立大学、キルギス・ロシアスラビック大学(キルギス)、ジョージア大学、グノモンワイス研究所(ジョージア)、エレバン国立大学(アルメニア)、バクー国立大学(アゼルバイジャン)、アゼルバイジャン弁護士連合会	【参加者】 76名
11月14日(土)	「法整備支援へのいざない」 (連携企画 アジアのための国際協力in法分野 2020) 於：Teamsによる開催 主催：法務省法務総合研究所 共催：公益財団法人国際民商事法センター、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・CALE	【参加者】 約130名
11月24日(火)	アジア法整備支援特別講座 第1回「ラオス憲法から見た政治体制」 於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム& Zoomによる開催	【講師】 鮎京正訓 (名古屋大学名誉教授、 愛知県公立大学法人理事長)
12月5日(土)	「法整備支援シンポジウム—コモンとしての法制度の構築と法制度整備支援」 (連携企画 アジアのための国際協力in法分野 2020) 於：オンラインによる開催 主催：慶應義塾大学大学院法務研究科 共催：公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、名古屋大学大学院法学研究科・CALE	【参加者】 62名
12月11日(金)	CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」 第3回「アジアで日本法を日本語で教える—日本法教育研究センター 法学講師から見た法整備支援—」 於：Zoomによる開催	【講師】 上地一郎(松蔭大学経営文化学部教授) 小川祐之(常葉大学法学部講師) 傘谷祐之 (名古屋大学大学院法学研究科特任講師)
12月15日(火)	アジア法整備支援特別講座 第2回「多民族国家ミャンマーの憲法」 於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム& Zoomによる開催	【講師】 牧野絵美 (名古屋大学CALE講師)
12月19日(土)	オンラインセミナー「日本法教育研究センター法学講師のキャリアと は—教育を通じたアジア諸国法律家との交流の魅力—」 於：Zoomによる開催 後援：日本弁護士連合会、愛知県弁護士会	【参加者】 91名

2021年

1月14日(木)	Workshop Series on Constitutionalism in Asia and Beyond “Judicial Independence in ASEAN: A Comparative Perspective” 於：Zoomによる開催 主催：名古屋大学大学院法学研究科・CALE、ヤンゴン大学法学部、ミャンマー日本法律研究センター 共催：ミャンマー憲法裁判所、シンガポール国立大学アジア法研究所、オーストラリア・ニューサウスウェールズ大学	【参加者】 93名
1月20日(水)	アジア法整備支援特別講座 第3回「現代ロシアの司法制度 —ソビエト時代の司法制度との比較の視点から」 於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム& Zoomによる開催	【講師】 杉浦一孝 (名古屋大学名誉教授)
1月28日(木)~ 1月29日(金)	CALE Annual Conference “Citizenship (Nationality) Struggles in the 21 Century and its Social Costs: Asian and Global Trends: Including Reflections of COVID-19 impact on Vulnerable Groups” 於：Zoomによる開催	【参加者】 103名

2月9日(火)	CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」 第4回「日本法の知識を生かしたCJL修了生の活躍」	【講師】 ヤラシェフ・ノディルベック (瓜生・糸賀法律事務所弁護士)、 ガンホヤク・ダワーニヤム (モンゴル国立大学専任講師)、 グエン・ティ・ジェップ (矢橋ホールディングス株)、 リム・リーホン (株)ANCジャパン執行役員)
2月10日(水)	アジア法整備支援特別講座 第4回「現代ロシアの人権問題—国内法と国際法の関係の視点から」 於：アジア法交流館2階カンファレンスルーム & Zoomによる開催	【講師】 杉浦一孝 (名古屋大学名誉教授)
2月15日(月)～ 2月24日(水)	ミャンマー・ラオス短期研修(オンライン) 於：Zoomによる開催	【参加者】 4名 【協力者】 ボムスワン・ピラチャン (ラオス最高裁判事)、 小松健太・入江克典 (JICA ミャンマー・ラオス法整備支援プロジェクト専門家)、 杉田昌平(弁護士)、 ミャンマー・ラオス留学生
3月2日(火)	CJLコンソーシアムレクチャーシリーズ「日本の法整備支援の今」 第5回「法整備支援とアジア諸国法研究 —ベトナム憲法改正議論を題材として」 於：Zoomによる開催	【講師】 鮎京正訓 (名古屋大学名誉教授、 愛知県公立大学法人理事長)
3月18日(木)	セミナー「ミャンマー政変による日系企業へのインパクト」 於：Zoomによる開催	【講師】 中島朋子 (西村あさひ法律事務所弁護士)
3月23日(火)	ロシア短期研修(オンライン) 於：Zoomによる開催	【参加者】 6名(+オブザーバー参加4名) 【協力者】 アンナ・グリツェンコ (サンクトペテルブルク国立 大学法学部助教授)、 サンクトペテルブルク国立 大学法学部日本語コース学生

京都コンgres・ユースフォーラムに留学生が参加

5年に一度開催される国連犯罪防止刑事司法会議(コンgres)が、2020年4月に50年ぶりに京都コンgresとして日本で開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて2021年3月7日から12日に延期されました。京都コンgresに先立ち、世界の若者たちがコンgresの議題に関連したテーマについて議論をするユースフォーラムが2月27日、28日に開催され、名古屋大学法学部・法学研究科及び国際開発研究科より6名の留学生が参加しました。

【参加者の感想】(チャン・フック・ハイ(名古屋大学法学部4年))

京都コンgres・ユースフォーラムは、有能で熱心な若者と、様々な国からの経験豊富なパネリストばかりでした。パネリストからの専門知識と若者代表からの革新的な意見の交流は非常に貴重であり、ユースフォーラムの特徴であると思います。このフォーラムは、国連と若い世代を結びつけ、政策の変更と真の社会的コンセンサスの間の調整を可能にするのですが、ユースフォーラムの開催が今回で2回目であることに驚きました。将来的には、模擬国連が提供する国際関係の議論に加えて、国内政策や法的な議論に対する若者の教育の場として、模擬国連の規模に合わせてユースフォーラムも拡大されるとよいと考えています。[原文は英語。]

新刊案内『アジア法整備支援叢書 多様な世界における法整備支援』

鮎京正訓編集代表、島田弦・桑原尚子編著(旬報社、2021年4月10日発行、8000円)

同書は、30年に及ぶ法整備支援(法分野における国際協力)を比較法学、法社会学、経済学等の視点から理論的に考察するとともに、法整備支援に携わる諸アクターの実践に関する議論をまとめたアジアにおける法整備支援研究の基礎となる書籍です。また、法整備支援は西洋近代法の移植という側面を持っており、その際、移植される法と移植先の社会にすでに存在する法制度との相互関係が理論上も実務上もしばしば問題となります。そこで、同書では、非西洋近代法制度を理解するための具体例として、イスラーム法に関しても取り上げられています。同シリーズとして、すでに、島田弦編著『アジア法整備支援叢書 インドネシア』(旬報社、2020年6月)も刊行されています。



CALE人事

- 【採用】** 特任講師 藤原未雪 (2020年11月16日) (ウズベキスタン・日本法教育研究センター勤務)
特任講師 寺西庄俊 (2021年1月1日) (カンボジア・日本法教育研究センター勤務)
- 【退職】** 事務補佐員 的場かおり (2021年3月31日)

発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

【連絡先】

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325・4263 / FAX. 052-789-4902

E-mail : cale-jimu@law.nagoya-u.ac.jp

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

CALE NEWSが不要の方および送付先を変更される方は、
上記連絡先までご連絡下さい。

「2009年3月1日～3日 法学部留学生交流乗鞍スキー研修」(飛騨高山スキー場)

奥田沙織(名古屋大学法学研究科留学生担当講師)撮影

雪の世界を知らないアジアからの留学生を対象に2000年3月に本研修を開始、2020年2月に終了、20年の間に全21回開催。全世界からの、のべ約1200人が参加しました。飛騨高山スキー学校のインストラクターの指導の下、転ぶこと何十回、互いに支えて生まれた仲間との絆は、国を超え、時を超え、永遠です。

